

夜中呼び出され緊急手術 時給500円

大学病院の薄給・長時間労働 危機訴えたが...



額面23万円、手取り18万円。

東日本の大学病院に勤めていた30代の男性外科医は、毎月の給与明細を見るたび、ため息をついた。時給に換算すると500円の月もあった。

全国の病院勤務医の平均年収である約1500万円には、ほど遠かった。

バイト収入頼み

収入を上げるには、大学病院からあっせんされる関連病院でのバイトをやらざるを得ない。

月の時間外労働は、大学病院で110時間、バイトで40時間の計150時間。年では計1800時間に達した。

給与	230,000
差引	13,600
手取り	216,400

男性医師の給与明細書。支給額は23万円、差し引き支給額は18万円だった(写真の一部を加工しています)

アルバイトを強いられている
一長時間労働

数年前、意を決して医局の教授に訴えた。

「夜中に呼び出されて緊急手術をするより、ファストフード店でバイトする方が給料が高いです」

「すぐに働き方改革を進めて、労働時間を減らしてください」

10年以上前に入局した当初から、「夕夕働き」は当たり前だった。

午前7時から入院患者を回診し、朝礼にも出席するよう指示されたが、午前9時より早い時間については時間外手当が認められなかった。

終業後も、夜のカンファレンス(会議)、術後の患者の管理、研修医の指導などは申請の対象外とされた。

一方、関連病院で週1回の外来、月1回の週末の当直に入れば、バイト代は月60万円にのぼり、割がよかった。

なにより、大学病院でしかできない最先端の手術で患者を助けることに生きが

疲れ果て、去る医師 地域医療崩壊に直結も

いを感じ、不満は腹におさめた。

だが、2024年から「医師の働き方改革」が始まることを知り、考えは変わった。

時間外労働に上限が設けられ、原則として年960時間(月80時間相当)、特別を申請すれば1860時間(月155時間相当)となることが決まった。

960時間なら、大学病院の時間外労働だけで上限を超え、バイトがでなくな

り収入の7割を失う。1860時間なら、今後も過労死ラインの2倍近い長時間労働が際限なく続く。

将来が見通せず

妻が妊娠したことも大きかった。

医局で初の育児を取るために制度を調べ、育児期間中に給付される収入は、大学病院からの給与がベースとなることを知った。バイトもできなくなり、収入は

激減する。労働への対価が正当に支払われないことへの不満が募った。

教授には、すぐに給与体系を変えることは難しくても、せめて医局内で業務効率化を進めるべきだと伝え

た。「働き方に配慮した職場にしないと、今の若い医師は入局してくれません」

「入局者が増えなければ、一人一人の労働時間が短くなることはありませ

ん」。相づちを打っていた教授から返ってきた言葉に、耳を疑った。

「僕たちが若いころは、雑務も取り合っていたよ」「論文をたくさん書いて評判を上げれば、入局者も増えるんじゃないの」

失望した。将来が見通せなくなり、辞表を提出して医局を出た。

今は民間病院に勤めている。当直は月6回から月2回に減り、呼び出しは少なく、時間外労働は月20時間にまで短縮された。家族と過ごす時間が増えた上、病院からの給与だけで年収は1200万円ある。

「この機会に働き方を変えなければ、大学病院は衰退してしまう」
危機感から行動したつもりだったが、もうあの場所には戻れない。

大学病院の給与が相対的に低いのは、全国的な傾向だ。

昨年11月の全国医学部長病院長会議の調査によると、ある都市部の大学病院の年収は、27歳の初期研修医が292万円、32歳の医員が418万円だった。

また、大学病院の勤務医約4万8千人のうち、約4割が1860時間の特別の対象となり、うち87人は1860時間以内におさまらない見込みだ。

医師の労働問題に詳しい荒木優子弁護士は指摘する。「年収の半分以上をバイト代が占めることは珍しくありません。大学の時間外手当が支払われても大きな額にはならないため、大学病院ともめてバイトがで

きなくなるよりも、我慢した方がマシだと思ってしまう医師が多いのが現状です」

長時間労働に疲れ果て、大学病院を去る医師が後を絶たない。大学病院が立ちゆかなくなれば、地域医療の崩壊に直結しかねない。

(桜松倫樹)

医師にも時間外労働の規制が始まりましたが、過労死ラインの倍近い、年1860時間の時間外労働を認める特例が残りました。現場の医師たちの苦悶を4回連載で伝えます。医療現場で起きている情報をkenko@sasahi.comへお寄せください。